

相談する前には、各問い合わせ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目		日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
市民生活	消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 午前10時～午後4時 ※12月3日(水)は、午前10時～正午	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
	暮らしの行政相談	12月10日(水) 午前9時～正午	市役所2階 会議室8	当日会場で申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員3人程度
	行政書士相談 (要予約)	12月12日(金)、1月9日(金) 午前11時～午後4時	市役所1階 ロビー (うと小路)	電話かホームページから申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員5人
	人権相談	12月4日(水) 午後1時～4時	市役所2階 会議室8	当日会場で申し込み 定員3人程度 ☎総務課 行政係 ☎(27)3303
	年金相談 (要予約)	12月4日(水)、1月15日(水) 午前9時30分～午後3時	福祉センター	☎熊本東年金事務所 お客様相談室 ☎096(367)2503
	自立相談	月曜～金曜 午前9時～午後4時	うと自立相談センター (宇土市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
	司法書士相談 (要予約)	12月25日(水) 午後1時～4時	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
社会福祉協議会	宇土ふれあい福祉相談所	成年 後見相談	宇土市社会福祉協議会	【申込不要】 ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
		法律相談 (要予約)		【申込必要】8人まで※初回の人優先 法律相談の予約受付は毎月1日から ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
		不動産相談 (要予約)		お問い合わせください
福祉	ふくしの相談窓口	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	福祉課 ふくしの相談窓口	☎福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111 (内線433)
	こもりびと (ひきこもり)相談会	12月3日(水) 午後2時～4時	福祉センター 1階 相談室	☎福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111 (内線433)
家庭・子ども	こころの健康相談 (要予約)	12月11日(水) 午後2時～4時	宇城保健所 相談室	☎宇城保健所 ☎(32)1207
	家庭児童相談・ 女性相談	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭センター	☎こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、 事前にお電話ください。
	ヤングテレフォン	月曜、水曜 午後1時～5時	電話かメールによる相談	☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 📧young01@city.uto.lg.jp
	健康相談	12月5日(金)、19日(金) 午前9時～11時	保健センター	☎健康づくり課 母子保健係 ☎(27)4428 電話か右記QRコード から申し込み
高齢者	高齢者のための 相談窓口(要予約)	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 轟・花園・全地区 ランチ本町(うと地域総合ケアセンター内) ☎(23)5266 宇土・走瀧担当 ランチ西部(介護老人保健施設景雅苑内) ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当	
	ハローワーク宇城 地域職業相談室	月曜～金曜 午前9時30分～午後5時	市役所 別館2階 ※正午～午後1時は閉庁とな る場合があります。	☎地域職業相談室 ☎(26)1003
就労	ジョブカフェ・ 宇城ランチ (無料就労相談窓口)	月曜～金曜 午前10時～午後5時	宇城地域振興局 1階 (松橋町久具400-1)	☎ジョブカフェ・宇城ランチ ☎(32)1529

記号の説明

☎…問い合わせ先 📠…申込先 ☎…電話番号 📠…FAX 📧…メールアドレス 🏠…ホームページ

子育て

子育て講座参加者募集

つどいの広場12月の講座は、「わらべ歌と絵本の読み聞かせ」です。参加費は無料です。お気軽にご参加ください。

▼日時 12月25日(木) 午前10時～11時30分

▼場所 市役所別館2階和室

▼講師 高野和佳子さん(NPO法人子育てワーカーズベペぺらん代表)

▼対象 0～3歳児と保護者

▼定員 10組程度

▼申込方法 電話か母子手帳アプリ

☎(22)2408

親子ふれあい広場を開催します

手遊び・運動遊び・リズムあそび・おしゃべりタイムなど。申込不要、自由参加です。

▼日時 12月5日(金)、12日(金)、19日(金)、26日(金)

午前11時～11時30分

※12日(金)は幼児対象の英語教室あり

▼場所 児童センター3階プレイルーム

☎児童センター

☎(23)3303

うとん子育ての輪はおはなし会

子育てコンシェルジュと一緒に、お茶を飲みながら子育ての悩みや日々のできごとを気軽に話ませんか？初めての人やお友だち同士も大歓迎です。

▼日時 12月12日(金) 午前10時～11時30分

▼場所 市役所別館2階和室

▼対象 市在住の未就学児と保護者

▼参加費 無料

▼申込方法 電話かインスタDM

☎☎子育て支援課 保育支援係

☎(27)3323

保育所等入所申込

令和8年4月からの入所申込は12月26日(金)までです。

☎子育て支援課 保育支援係

☎(27)3323

☎(27)3323

児童(学童)クラブ入会申込

令和8年4月からの入会申込は、12月26日(金)までです。

☎現在利用している人も再度申し込みが必要です。

☎子育て支援課 保育支援係

☎(27)3323

シリーズ私たちと人権 108

☎生涯活動推進課 生涯学習係 ☎(22)6510

12月4日～12月10日は「人権週間」です

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省にたつて、1948年の国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。さらに、その2年後の国連総会では、12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、1949年に12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と決めました。

自分には関係ない・・・？

「人権」というと、「難しい、堅苦しい」、「自分には関係ない」といった、普段の生活からかけ離れたことと受け止めてしまっていないですか？
しかし、人権問題は、家庭、学校、地域、職場などあらゆるところに存在しています。

日常生活を振り返ってみると・・・

「男(女)のくせに・・・」「高齢者だから・・・」「外国人だから・・・」このような、ひとくくりにしたものの見方をしていませんか。こういった思い込みは、誤解や偏見を生みだしたり、気づかないうちに人の心を傷つけたりすることがあります。

自分らしく、あなたらしく生きるために互いを認め合おう

「人権」とは、人が生まれながらに持っている「自分らしく生きる」権利のことです。人権週間をきっかけに、一人ひとりが持つ多様な個性を認め、自分や相手の良いところを見つけ、それぞれが大切な存在であることに思いをはせる一週間にしませんか。



市では、12月1日(月)～24日(水)の間、図書館に「人権図書コーナー」を設置しています。図書館へお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。